

○寒川町立公民館条例

昭和54年6月30日

条例第11号

改正 昭和56年3月31日 条例第7号

昭和57年3月31日 条例第9号

昭和57年12月23日 条例第31号

平成2年9月28日 条例第17号

平成9年12月22日 条例第18号

平成11年12月21日 条例第35号

平成21年6月16日 条例第11号

平成22年3月23日 条例第8号

平成22年3月23日 条例第9号

平成24年12月14日 条例第19号

平成28年6月17日 条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、寒川町立公民館(以下「公民館」という。)の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平11条例35・一部改正)

(設置、名称及び位置)

第2条 本町に公民館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
寒川町民センター	寒川町宮山165番地
寒川町北部公民館	寒川町宮山2820番地の1
寒川町南部公民館	寒川町一之宮八丁目5番20号

2 寒川町民センターに分室を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
寒川町民センター分室	寒川町宮山934番地(寒川町立寒川小学校内)

(昭57条例9・昭57条例31・平2条例17・平22条例9・平24条例19・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 公民館の管理は、寒川町教育委員会(以下「委員会」という。)が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会教育法第22条に基づく業務
- (2) 公民館を使用する団体の登録の承認に関する業務
- (3) 公民館の使用の承認及びその取消しに関する業務
- (4) 生涯学習事業の実施に関する業務
- (5) 公民館活動の指導育成に関する業務
- (6) 文化事業の実施に関する業務
- (7) 視聴覚資料及び機材の貸出しに関する業務
- (8) 公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(9) その他公民館の管理運営に関して委員会が必要と認める業務

3 指定管理者の指定の手續等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年寒川町条例第18号)の定めるところによる。

(平28条例18・全改)

(使用の許可)

第4条 公民館の施設及び設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、また同様とする。

2 管理上必要があると認めたときは、指定管理者は、前項の許可に条件を付けることができる。

(平22条例8・旧第5条繰上・一部改正、平28条例18・一部改正)

(使用の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

(1) 危険物を使用する催し等で、災害発生のおそれがあると認めたとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他支障があると認めたとき。

(平9条例18・一部改正、平22条例8・旧第6条繰上、平28条例18・一部改正)

(利用料金)

第6条 寒川町民センター(分室を除く。)の施設を使用しようとする者は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定める利用料金を前納しなければならない。

2 寒川町民センター(分室を除く。)の設備を使用しようとする者は、委員会が別に定める金額の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定める利用料金を前納しなければならない。

3 前2項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(昭56条例7・昭57条例9・一部改正、平22条例8・旧第7条繰上、平24条例19・平28条例18・一部改正)

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公の事業に使用するとき。

(2) 社会教育関係団体が社会教育に関する事業に使用するとき。

(3) その他委員会が必要と認めたとき。

(平22条例8・旧第8条繰上、平28条例18・一部改正)

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた使用目的以外に使用し、又は転貸することができない。

(平22条例8・旧第9条繰上)

(許可の取消等)

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は退去をさせることができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用許可の後に、第5条に掲げる事項に該当することが明らかになったとき。
- (4) その他委員会又は指定管理者が必要と認めたとき。

2 前項の規定による許可の条件の変更又は許可の取消しによつて使用者に損害を生じても委員会及び指定管理者は、その責を負わない。

(平22条例8・旧第10条繰上・一部改正、平28条例18・一部改正)

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、公民館の使用が終わつたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者がこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

(平22条例8・旧第11条繰上、平28条例18・一部改正)

(損害賠償)

第11条 使用者又は入場者は、公民館の使用中にその施設等を損傷又は滅失したときは、委員会規則の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(平22条例8・旧第12条繰上)

(寒川町立文化福社会館条例の準用)

第12条 寒川町北部公民館及び寒川町南部公民館については、この条例の規定にかかわらず、寒川町立文化福社会館条例(昭和57年寒川町条例第8号)の規定を準用する。

(昭57条例9・追加、昭57条例31・一部改正、平22条例8・旧第13条繰上)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会規則で定める。

(昭57条例9・旧第13条繰下、平22条例8・旧第14条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 寒川町公民館条例(昭和39年寒川町条例第17号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定に基づいて行われた公民館の使用に関する行為で、この条例施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によつて行われた行為とみなす。

4 この条例施行の際附則第5項の規定による改正前の寒川町社会教育法施行条例(昭和34年寒川町条例第14号)の規定により委嘱された公民館運営審議会委員は、この条例の相当規定によつて委嘱されたものとみなし、その任期は、附則第5項の規定による改正前の寒川町社会教育法施行条例の規定による任期の残任期間とする。

(寒川町社会教育法施行条例の一部改正)

5 寒川町社会教育法施行条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和56年3月31日条例第7号)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用の申込みを受理しているものに係る公民館の使用又はこの条例の施行の日から昭和56年5月31日までの間における公民館の使用については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月23日条例第31号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成2年9月28日条例第17号)

この条例は、平成2年10月29日から施行する。

附 則(平成9年12月22日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月21日条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月16日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成21年12月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお、従前の例による。

附 則(平成22年3月23日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第9号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月14日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の寒川町立公民館条例の規定により寒川町公民館の施設等に係る使用の許可を受けている者は、改正後の寒川町立公民館条例の規定により寒川町民センター分室の施設等に係る使用の許可を受けたものとみなす。

附 則(平成28年6月17日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の寒川町立公民館条例(以下「新条例」という。)第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の寒川町立公民館条例の規定によつて

なされた承認等の処分その他の行為は、新条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

別表(第6条関係)

(昭56条例7・追加、昭57条例9・平21条例11・平22条例8・平28条例18・一部改正)

区分				午前 (午前9時から午後零時まで)	午後 (午後零時30分から午後4時30分まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時30分まで)	全日 (午前9時から午後9時30分まで)	
1階	会議室			円 600	円 800	円 1,000	円 2,400	
	展示室兼学習室(1)			1,300	1,700	2,000	5,000	
	展示室兼学習室(2)			800	1,200	1,400	3,400	
	視聴覚室			1,100	1,500	1,800	4,400	
	和室			800	1,200	1,400	3,400	
2階	ホール	入場料等を徴収しない場合	平日	13,000	16,000	21,000	50,000	
			日曜日、土曜日及び休日	17,000	21,000	27,000	65,000	
		入場料等を徴収する場合	1人当たり1,000円以下	平日	19,500	24,000	31,500	75,000
				日曜日、土曜日及び休日	25,500	31,500	40,500	97,500
			1人当たり1,000円を超え2,000円以下	平日	26,000	32,000	41,000	100,000
				日曜日、土曜日及び休日	34,000	42,000	54,000	130,000
			1人当たり2,000円を超え3,000円以下	平日	32,500	40,000	52,500	125,000
				日曜日、土曜日及び休日	42,500	52,500	67,500	162,500
		舞台練習等の場合	平日	7,800	9,600	12,600	30,000	
			日曜日、土曜日及び休日	10,200	12,600	16,200	39,000	
	講師準備室			300	400	500	1,200	
	準備室(1)			300	400	500	1,200	
	準備室(2)			300	400	500	1,200	
3階	講義室(1)			900	1,200	1,400	3,500	
	講義室(2)			1,200	1,500	1,800	4,500	
	小学習室			1,100	1,300	1,500	3,900	

備考

- 1 入場料等とは、使用者が入場料、会費、協力金その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 表の時間区分(以下「時間区分」という。)を超えて使用する場合の当該時間区分を超える部分(次の時間区分までの時間に限る。)に係る利用料金は、30分ごとに直前の時間区分の利用料金の額に10分の1を乗じて得た額とする。
- 4 時間区分を継続して使用する場合の中間の時間については、利用料金を徴収しない。
- 5 ホールを使用する場合において、入場料等を徴収するときは、第7条の規定による利用料金の減額又は免除は行わない。